

都農神社纂記

特35

837

014398-000-1

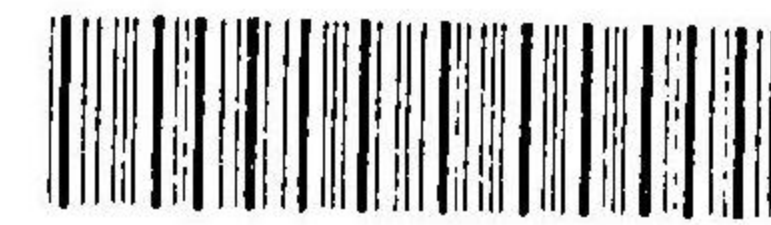
特35-837

都農神社纂記

永友 宗年/著

M31

ABB-0767



例言

一此書は、都農神社に参詣せむ人々の、由緒なと問  
答へ、且氏子の者等の心得にもとて編述せり。



るに

此書は、本社の舊記を始め、諸書に参照して、其正確なる方に  
附きて、編綴し終れるなり。されど煩勞を避けむが爲、多く諸  
名を略しるを以て、左に引用書目を擧ぐ。



日本紀 古事記 古語拾遺 延喜式 續日本後紀  
三代實錄 諸社記 神社要勘 神社啓蒙 一宮記  
十官巡詳記 神名帳考證 神名帳叢記 特選神名帳

大日本史神祇志 神祇志料 國家萬葉記 和漢三才圖會

和名鈔諸國郡郷考 塵袋 神風記 日本地名便覽

日向見聞錄 日向舊元集 本藩實錄 日向纂記

一此書は、讀者の便宜を計り、左記の條目を立て、類集せり。

創祀の由來 神階神徳の次第

社殿其他造營の梗概 神領の次第 雜纂

一 此書中按とあるは、編者考按なり。識者乞ふ誤れる所、また漏れたる所ありなば、補訂教示せられむ事を。そは他日訂正せむの材料とすべければなり。

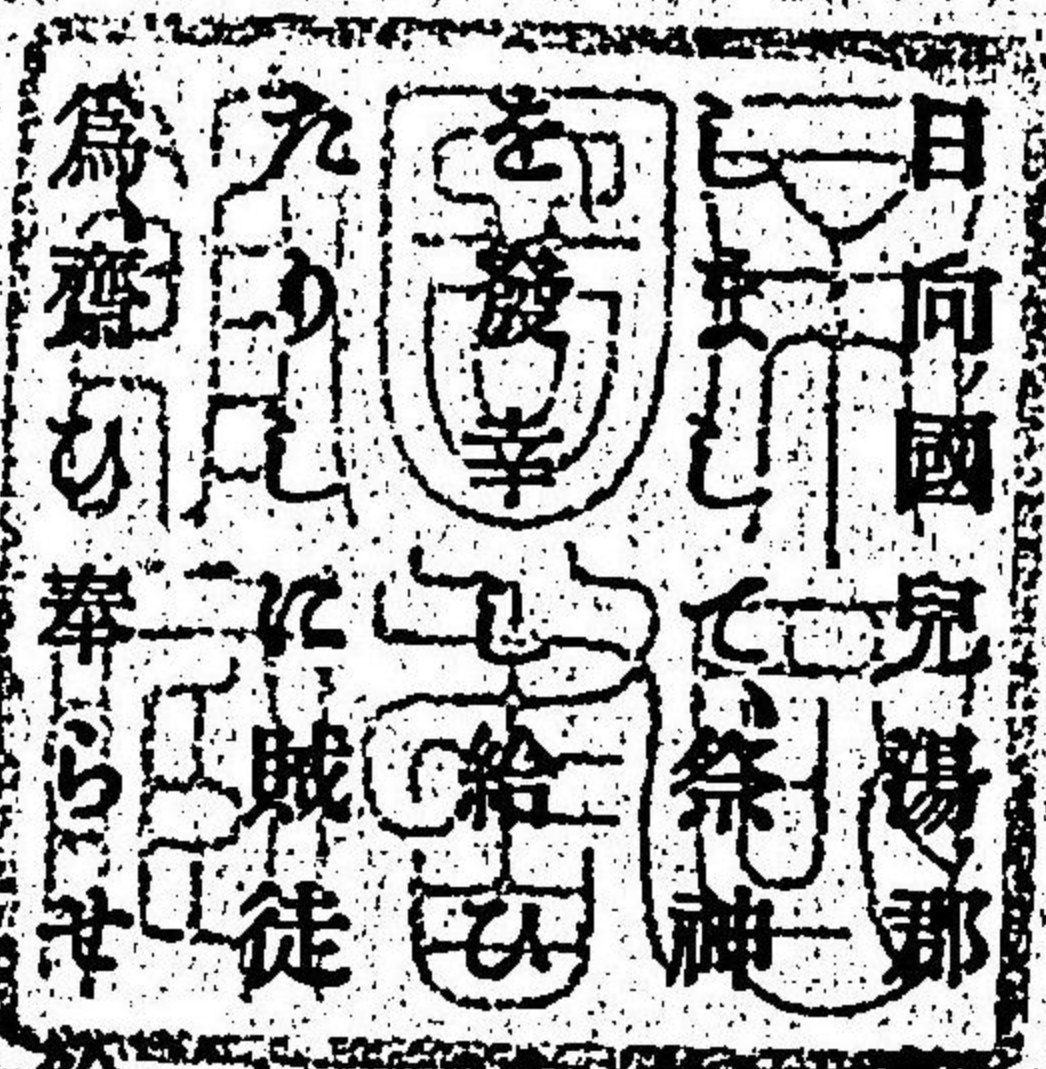
明治三十一年十月

編述者識

都農神社纂記

官司正七位 永友 宗年謹述

創祀の由來



日向國兒湯郡都農村に鎮座せる都農神社は、日向國一宮にまを發給ひて祭神は大日貴命に大座坐せり。大昔神武天皇、宮崎宮を大和國にいでまじのをり、此地を巡幸し給ひて、大和國にいち速びければ、征伐し竟へ給はむ事を御祈の爲齋ひ奉らせ給ひまとなり。されば神社創建の古き事は、其比類稀なりといひつべし。國華萬葉記、和漢三才圖會等に、都農大明神兒湯郡宮村にあり。祭神一座大日貴命號宮崎社とあるも、神武天皇宮崎宮を立せ給ひて、此地に幸し給へりし時、重く齋ひ奉らせ給ひしを以て、稱し奉れるなりけむ。今も御鎮座の地

を宮野尾又は宮村とぞ云ふなる。

さて本社より南の方、拾一里余なる宮崎郡大宮村に、神武天皇の都の蹟とて、天皇を齋ひ祀れる御社官幣大社あり。北の方二里余の處に、美々津川と云ふ川あり。此川、やがて天皇御乗船あらせられし港口にして、爰にて御腰を掛けさせ給ふといふ石、今にやは現存せり。これらを以ても、天皇御臨幸し給ひたりし事實に明なるものにてこそ。

また塵袋といふ書に、日向國古國郡常に兒湯郡と書けりに吐濃峰と云ふ峰あり。神ははす。吐乃大明神按、吐濃吐乃なとあれど、都農傍の地名に野と云ふ文字を付けたる所多く、内野々、長野、又猪野、立野などありて、往古は實に廣き野原にて、船舶の出入する灣に連接せしよしとぞ申すなる。昔り津野と云ひしを後に都農の二字に改め用ゐしなるべし。神功皇后新羅を征伐し給ひし時、此大神を請し給ひて、御軍船に乗せ給ひて、船の舳を護らしめけるに、新羅をうちとりて歸

り給ひて、後、鞍馬峰と申す所にたはして、弓射たまひける時土の中より、黒き物の頭さし出けるを、弓のはずにて掘り出し給ひければ、男一人女一人ぞ有ける。そを神人として召仕ひけり。其子孫今に残れり。是を頭黒と云ふ。始て掘り出さるゝとき、頭黒くてさし出たりける故にや。子孫は廣ごりけるが、疫癘に死失せて二人になりたりけり。按、其子孫今詳ならず其事を國の記に云へるには、日々に死盡きて、僅に残れる男女両口と云へり。是は國守、神人をかりつかひて、國役に従はしむる故に、明神怒りをなし給ひて、惡き病起りて死けるなりとあり。

かく、神功皇后の重く崇め奉り給ひたるも、神武天皇の賊徒征討の事を祈らせ給ひて大なる勳勞まじくけるを以て、遂に天下を平け、莫都と給ひつる、御古儀にならばせ給ひし事といと辱くいと尊くぞ仰き奉らるゝ。また諸病を祈り奉るに、古來

いみじき靈徳ましますも、醫藥の道知り給ふ大神にませばな  
るべく、また御怒りのぞりには、之に替ふるに病を以てし給ふ  
なるへし。恐み奉りて仕へまつるべき事になむ。

神階神徳の次第

仁明天皇紀、承和四年八月壬辰、日向國子湯郡都農神預官社。同  
十年九月甲辰、日向國無位都濃皇神、並奉授從五位下。清和天皇  
紀、天安二年十月二十二日巳酉奉授日向國從五位上都農神從  
四位上。延喜式神名帳、日向國兒湯郡都農神社並とあり。  
かくいと嚴に敬ひ崇め奉り給ふも、御神徳の灼然なる故なる  
べし。されば此國の公民等は、殊に尊信する事厚く、種々の祈願  
として、神護を蒙れるの中に、まづ人脈の癰瘡と云ふ病を治し  
給ふと、世に云ひ傳へたるが、そと塵袋に吐濃、大明神癰瘡をま  
じなふに、必ずいやし給ふとかや。かの國人は、明神の御方に向

ひて頌文して云ふ。吾常以汝爲高。今者此物高於汝。若有懷憤。宜  
令平却。と唱へて、杵と云ふものをして、朝ごとに三度あつるこ  
と三日すれば、癰瘡癒ゆと云へりと記せり。實にさる御守護あ  
るのみならず、女の乳の腫れいで、惱める徒輩は、御社の方に  
向ひねぎ言して、飯杓子と云ふものを以て、其腫物にあつる時  
は、いと速なる驗ありとぞ。

又は大御前にまゐりて、拜み奉り、田畑に蟲の生ひ出ざらむ事  
を願ひまをとして、御幸札をこひ受けかへりて、それを竹の皮に  
包み、小竹に挟みて田畑の中に立つるなり。かゝれば虫生ひい  
でざるのみならず、作物すべていとよく實るなり。もとねぎ言  
申さずして、蟲生ひ出でし時は、其事を大神の御前に申し奉り、  
御幸札を其田畑に立てなば、立所にのぞこりて盡き果つとな  
り。遠き所の者は遙に乞ひのみ奉りて、初穂を報賽に奉りなむ。

と契ひまつれば、その虫のぞこらざる事なるとなむ。

さて又、種々の靈驗ありし事を併せ挙げむには、元祿十四年五月十四日より二夜三日の間、藩主從五位下秋月長門守種政、雨乞の祈願ありしに、いとちじるく大雨降りしかば、百姓等は田の植附なとして大に喜び、大神の大御稜威をたへ奉れり。寶永三年七月十八日、同藩主豫てやみわづらひ給ひしに、此日御祈願ありしかば、甚速に癒え給ひしを以て、報賽の爲代參を立て給ひぬ。享保九年閏四月九日、藩主從五位下秋月長門守種弘、祈雨の幣帛料を獻れり。同藩主曾て疾病に罹り、平癒の祈願し給ひしに、直ちに神護を蒙り全癒あらせられたれば、同十二年八月十五日、報賽として石の華表を建立せらる。同十八年正月麥畑に虫生じければ、同藩主大に之を憂ひ給ひ、二十七日除虫の御祭行はれしに、即座に虫のぞこりぬ。天明二年の夏、蝗多くあ

れ出でしを以て、六月四日藩主の許しを得て、郷々の人民除蝗祈願の爲參拜す。抑こは、往古より田植濟みし後、代官及び郷々の庄屋等、參詣するを例とせしに、年久しく打絶えたりしに、近年凶作續きたりしを以て、同三年五月藩主の許しを得て、古式の如く、代官庄屋を率ゐて、參拜する事と成れるなり。同年六月初日、同藩主從五位下秋月山城守種茂、厄祓に當れるを以て、物頭を代參せしめて、幣帛料を奉られぬ。かくて又、去し年より凶年打續きし事を、大に憂ひ歎き給ひ、今年よりは暴風洪水の災害なく、豊稔ならむ事を祈り奉るべく、神主に仰せ付られければ、同年七月十二日、其御祭仕へまつれり。同年八月十一日、藩主霖雨を深く憂ひ給ひ、祈晴の爲、物頭を代參せしめて、終日樂人に御神樂を奏せしめ、幣帛料を供へ給ひけり。同四年五月二十二日、藩主五穀豊稔、武運長久御祈願のため、家老を參拜せしめ

て、幣帛料を獻らしめらる。同八年六月十五日、高鍋城内駕部屋の上<sup>に</sup>に生ひ茂れる大なる松樹、病木にも非ざりしに、風吹く事もなくして、幹の半より折れつれば、大神を尊び敬ひ給ふ御心厚き藩主は、直に幣帛料を奉りて、國家安穩武運永久の祈願をせさせられ、神主に祭祀を執行はしめて、御幸札を差出さしめらる。寛政元年閏六月廿二日、同藩主從五位下秋月山城守種徳、祈雨の祭祀せしめられぬ。文化十二年五月二十日、同藩主從五位下秋月佐渡守種任、祈雨の御祭を行はせられ、領内村々の人民を参拜せしめ給ふ。文政十一年九月朔日、同藩主祈雨の御祭のため、奉行を代参せしめらる。天保三年六月二日、藩主より祈雨の御事ありしに、降雨ありて能く潤ひしかば、八月十九日報賽の爲、物頭を代参せしめて、終日樂人をして、御神樂を奏せしめ、幣帛料を獻らる。安政二年痘瘡と云ふ病の流行し時、除瘡御

祈願の爲、御神輿を都農町八坂神社に渡御の御祭仕へ奉り、其夜御滯泊あらせ給ひ、明日御還幸の御式行ひ奉りぬ。同四年七月四日、同藩主從五位下秋月長門守種殷、厄祓の爲、物頭を参拜せしめて、幣帛料を奉らる。同年七月十二日、同藩主参拜し給ひて、幣帛料を奉られぬ。是皆、神徳の然らしむる所にて、實に尊く恐き御靈驗にぞましましける。

かくて明治の昌代に當り、神祇御崇敬の大御心と、治國太平と深く宸襟にかけさせられ、天下の諸神社、ことごとくに其由緒を明かにして、官國幣社府縣郷村社等の階級を治定し給ひ、當社も明治四年五月十五日、國幣小社に列せさせ給へれば、神威いよよ々々として、社光ますます昭々たり。加ふるに、同年十一月十七日、朝廷より大嘗祭班幣とんて、五色帛各五尺、布一端、祭典料等を奉らせ給ひ、爾後毎歲祈年新嘗の兩祭には、地方の長

官参向して、神饌幣帛等を献られ、九年々の例祭十一月には、地方五日には、地の次官参向して、神饌幣帛等を捧けまつらるゝ等は、皇朝列聖の勲慮を御繼承在せらるゝ聖旨にして、實に社殿の光榮とこそ崇信と奉らるれ。

社殿其他造營の梗概

往古より壯觀なる社殿なりし事は、古老の舊傳にて略知らるゝも、記録亡失して今之を徵する由なければ、爰に略まつ。天文十八年、伊東義祐、官殿を改造し奉らる。天正六年十一月、豊後國主大友宗麟、薩摩を攻めたりし時、當國へ亂入の際、社殿兵火に罹りければ、當時の神職、神靈を奉じまつりて、この難を尾鈴の山中都農崎と云ふ地に避け、鎮定の後御還幸仕へ奉れり。あら御神寶までも、此時に焼失せたりき。されと推古天皇の御宇、秦河勝に勅して献られしと云ふ、神面のみは奇しくも此難を

免れ、今尙存在せるをむ、いと尊き神寶なりける。元和三年十一月、高鍋藩主從五位下秋月長門守種春、官殿を改造し奉りぬ。元祿四年八月五日、藩主從五位下秋月長門守種政、數多の供人を引連れて参拜せられ、同五年に至りて、二千年以前の事蹟を追思ありて、官殿改造の事始とせられ、十二月に竣工し、二十一日御遷座式とぞ仕へ奉られける。代参には、大坪加右衛門参向せらる。此時の改造は、高殿長廊華表石階等、すべて革新せられざるなく、加之新に道路を開鑿して按、明治六年、古道を再興せし以來之を舊道と云、兩脇に芝土手を築き、松櫻の二樹を植付られしを以て、風致も甚絶佳なりしとなり。同六年五月二十九日、同藩主参拜せられ、同十二月二十六日、御供米五俵つつ、永代寄附せられ、神主には屋敷をなむ賜ひける。安政三年三月二十六日、都農町河野喜之助、官殿寄附改造し奉らむ事を、曾て藩主の許可を受け居しを以て、翌廿



七日手斧始めして管作し奉る。此工事は四年間に亘り、實に夥多の金圓を費したれども、同六年十月十二日を以て、正遷宮の御式仕へ奉れりしは、けに恐悦の至りなりき。其時、藩主幣帛料錢若干文、河野喜之助銀拾五兩を奉り、最も嚴肅なる御式執行し奉りぬ。これ即ち今の社殿なり。さて此時の幣殿拜殿の屋根は、小板葺なりしも、慶應二年八月、金六拾六兩、錢四百四拾九貫貳百拾文を費し、鉋銅板葺となし奉りぬ。また明治元年より二年の間に、都農町河野喜之助、緒方安平、河野重平の三人發起にて、數千金を費し、境内に山を築き池を堀り、數多の橋を架して、甚美麗壯嚴なる神苑を造り奉る。同六年都農町緒方安平、河野友次郎、河野重平等、境内道路の狹隘なる事を憂ひ、往古の道に復し奉らむとして、地方廳の許しを受け、美しく開造し奉り。同八年三月、三の大華表を、前記三人の者等、寄附建立し奉りぬ。同

十一年、寶殿屋根を柿葺に仕へ奉るべしと、政府より其工事費額を下附せられしかと、舊觀のやゝ變りゆく事をし、氏子なる緒方安平、河野友次郎、河野重平等、最も畏みうれたみ奉りて、數多の金圓を献り、且常に大神を敬ひ尊び奉れる、攝津國大坂の人々等も献りし、若干の金をも加へて、元の如く銅葺に仕へ奉らむと、其筋の御許を乞受けて、作り仕へ奉り終へぬ。同十二年三月二十一日、その遷宮御式をぞ執行し奉る。かゝれば、今拜み奉るも、いとく壯嚴にして、神威社光共に灼然たるを覺ゆ。

#### 神領の次第

當社神領は、古來參百石なりしと云ひ傳ふれど、中古兵亂ありし以降、如何なる状なりしか審ならず。寛文六年五月改定の檢地帳に據れば、都農浮、御鏡田壹反八畝拾貳步、年神田參反八畝拾貳步、二月田貳反六畝步、御祓田八畝拾八步、烏帽子田貳反五

畝拾五歩、霜月田七反六畝拾貳歩、宮脇田貳反六歩、宮前田壹反  
壹畝拾八歩、宮野尾、神樂田壹畝歩、三月田壹反九歩、五月田貳反  
七畝六歩、秋野門、油田五反九畝五歩、九日田七反壹畝貳拾壹歩、  
俵田反別櫻谷田反別七夕田反別中溝門、霧嶋田壹反四畝拾五  
歩、神鏡田畑壹反九畝六歩、大官司畑參反九畝拾八歩、田中門、年  
神田壹反四畝貳拾四歩、藤見門、南俣北俣社の神田四反五畝拾  
貳歩、瓜生門、大明神田六畝參歩、三月田參反參畝拾貳歩、下征矢  
原門、しらかみ山田壹反參畝九歩、上坂門、御供田九畝參歩、下坂  
門、御供田壹反貳畝拾貳歩、上別府門、かゝこ作り田壹畝六歩、か  
ち渡り田八畝拾貳歩、福原尾門、馬渡り田四畝拾貳歩、内野の  
門、庭鳥淵田反別菖蒲牟田反別宮ヶ原田反別室屋門、そゝり田  
反別九月田反別と記せり。  
また、古老の口碑に、御鏡田年神田等は、正月元日の御祭、二月田

は二月十五日の御祭、三月田は三月朔日の御祭、五月田菖蒲牟  
田等は、五月七日の御祭、七夕田は七月十八日の御祭、御祓田、か  
ち渡り田、馬渡り田、宮の脇田、宮の前田等は、六月晦日の夏祭、九  
月田、九日田等は、九月九日の御祭、鳥帽子田、御供田、大明神田、神  
樂田、霜月田等は、十一月申酉の大御祭等の費用に充て、油田は  
燈明費に、其他の田畑は、年中の種々の費に充て奉れりとぞ。  
さて又、元祿十四年九月廿八日、藩主從五位下秋月長門守種政  
より、神領として、地方貳拾石を寄附し奉らる。かくて例年の大  
御祭、長く久しく仕へまつり來つるに、明治四年正月五日、すべ  
て上地仰付られぬ。

雜纂

橋三喜一宮巡詣記に、延寶三年九月十三日申刻、津野村に至  
り、大明神にまうでぬるに、豊後國主大友宗麟薩摩をせめし時、

あまたの社を焼拂ひ、縁起古記御寶物など、悉くうせぬ。中略都農町はづれに二の鳥居の跡あり。按、二の鳥居の跡、都農町北端に有りて、今のもとに、毎夜燈明を献りしを以て、油石とは云ひつるなり。社より十四五町程海邊により、三の鳥居の塚あり。其處を鳥居原と云ふ。按、都農町少し東の方に三の鳥居の跡ありて、今にそのところを鳥居原と云ふなる。夫より東の方、都農松原と云ふ名所も、今は絶えたり。山續き西の方に、御尾山と云ふ所に、腰掛石とて、都農明神御腰をかけ給ひと云ふ石あり。按、日向國風土記老傳云、大己貴命巡行此國至此處、詔國之中とある如く、大神此日向國を巡見給ひし時、此地にも至りまし、其深きゆかりによりて、神武天皇の齋ひ奉らせ給ひけむと、恐み思ひ奉るにこそ。さて御腰掛石は、今に本村宇瓜生の地内に在りて、實に數多の俵を積み重ねたらしむが如し。土俗に此を俵石と云ふも、其形狀の似たるよりなるべし。石の大さは何れも長壹丈五尺、巾三尺、回り壹丈貳尺位なり。また因に云ふ、此近傍に、朝草原と云ふ廣き原野あり。其處に雷斧曲玉矢の根天狗の飯匙及びそれらを作らむ種々の石屑、數多出づるを見ても、此邊にて往古製作せしにやとぞおぼはぬける。

元祿八年九月十一日、同十四年六月七日、同九月二十二日等に、藩主從五位下秋月長門守種政參拜せられ、また寶永六年九月

十二日にも參詣ありき。享保十三年六月朔日、藩主從五位下秋月長門守種弘、厄祓とて代參をして、幣帛料を献られ、安政四年七月四日、同藩主從五位下秋月長門守種殷、同厄祓なるを以て、物頭を代參せしめ、幣帛料を獻らる。同六年六月十二日にも參拜ありき。同六年頃の氏子の戸數は、九百拾六なりとぞ。又久二年、神主金丸某幼少にして、神勤なりむたかりしを以て、高鍋八幡宮神主永友司に兼勤仰付らる。同年正月廿五日、同藩主又參拜せられき。抑藩主列世、かく敬神の御心厚くまじく、ければ、藩中及人民等も從て信仰せる事いとく多かれと、そはすべて略きて記載せざりき。さて當社には、往古より神輿渡御の儀式あり。其初神功皇后新羅を征討し給ひし時、大神を御船に請し奉りし、舊事によれるなりと云へり。さるに何の頃か打絶えたりしを、天保三年二月、

藩主の認許を得て再興し、古式の如く仕へ奉れるを悦しき。  
明治十年西南の戦役に、七月廿三日賊徒等、寶殿屋根の銅板を  
掠奪せむとせければ、神官等は、さる事の得なすべからざるを  
説き、大に之を拒みたりしも、遂に聞かずして暴行せしを以て、  
止む事を得ず、幣殿に御遷座式仕へ奉る。同年八月三日兵亂を  
避け奉らむを爲、本村字平山、黒木彌太郎の新宅に御遷幸仕へ  
奉る。其時は權官司永友宗鷹を始め、神官一同御奉供つかへて、  
謹慎して御神事に預りぬ。同五日官軍進入したりしかば、漸次  
靜穩に趣きたるを認め、御還幸の式仕へ奉りき。  
同二十二年二月十六日、憲法發布並皇室典範御制定の事を、大  
御前に告げ奉り給はむとて、勅使宮崎縣知事從四位勳四等岩  
山敬義の代理、宮崎縣收稅長正七位荒木利定參向し、幣帛神饌  
等を捧げ奉り給ひ、御奉告の御祭行はせ給へり。

同二十七年三月九日、天皇皇后兩陛下御大婚以來、滿二十五  
年の御祝典を行はせ給ふ時、幣帛料神饌料を奉らせ給ふ。時に  
大御前の御告祭いと嚴肅に仕へ奉り、大御壽を手長の大御壽  
と湯津石群の如く、常磐に堅磐に大座まさむ事を祈り祝き奉  
りぬ。  
さて如此、歴代の天皇を始め奉り、藩主藩士知事縣官等に至る  
まで、廣く厚く尊び敬ひ給ふにつけても、天下の人民たる者、又  
御氏子とあらむ者は更なり。すべて皇室の無窮と國家の安綏  
とを乞祈み奉り、併せて一家同族の壯榮を願ひ申し、大神の大  
神徳を仰ぎ蒙りて、子孫の八十續き遠く長く仕へ奉るべきは、  
生を神國に得たる者の常情ならむかし。

明治三十一年十二月十日印刷  
明治三十一年十二月三十一日發行

(非賣品)

著述者

宮崎縣日向國兒湯郡都農村三百三拾三番戶  
永友宗年

發行者

宮崎縣日向國兒湯郡都農村  
都農神社々務所

印刷者

宮崎縣宮崎町大字上野町百三拾四番戶  
野井唯吉

印刷所

宮崎縣宮崎町大字上野町百三拾四番戶  
野井活版所

